

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

- 毎年度の点検・評価については、個別の進ちょく状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。
また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。
- 点検、評価項目については、かごしま子ども未来プラン2020第6章「子ども・子育て支援新制度の推進」が標記計画になっていることから、下記の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上」を含む。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

※ なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握するため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

※かごしま子ども未来プラン2025においても、引き続き上記対応方針に基づき点検・評価を実施することとしたい。

1 認定こども園、幼稚園、保育所 (単位：箇所)

施設種別	R4. 4. 1 (A)	R5. 4. 1 (B)	R6. 4. 1 (C)	R7. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
認定こども園	2 8 7	2 9 5	3 0 6	3 2 7	2 1
幼保連携型	2 3 4	2 4 0	2 4 6	2 5 9	1 3
幼稚園型	1 9	2 0	2 1	2 1	0
保育所型	3 2	3 3	3 7	4 5	8
地方裁量型	2	2	2	2	0
幼稚園(幼稚園型を除く)	1 0 3	9 8	9 0	8 4	▲ 6
保育所(保育所型を除く)	3 1 8	3 1 3	3 1 5	2 9 8	▲ 1 7
合 計	7 0 8	7 0 6	7 1 1	7 0 9	▲ 2

※ 休園、分園を除く

[幼稚園・幼稚園型認定こども園の内訳]

	R4. 4. 1 (A)	R5. 4. 1 (B)	R6. 4. 1 (C)	R7. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
①幼稚園					
私学助成	2 3	1 9	1 6	1 3	▲ 3
個人立	1	1	1	1	0
新制度	私 立	2 7	2 7	2 9	2
	公 立	5 1	5 0	4 0	▲ 5
	国 立	1	1	1	0
小 計	1 0 3	9 8	9 0	8 4	▲ 6
②幼稚園型認定こども園(新制度)					
私 立	1 8	1 9	2 0	2 0	0
公 立	1	1	1	1	0
小 計	1 9	2 0	2 1	2 1	0
合 計 (①+②)	1 1 7	1 1 0	1 1 1	1 0 5	▲ 6

※ 休園を除く

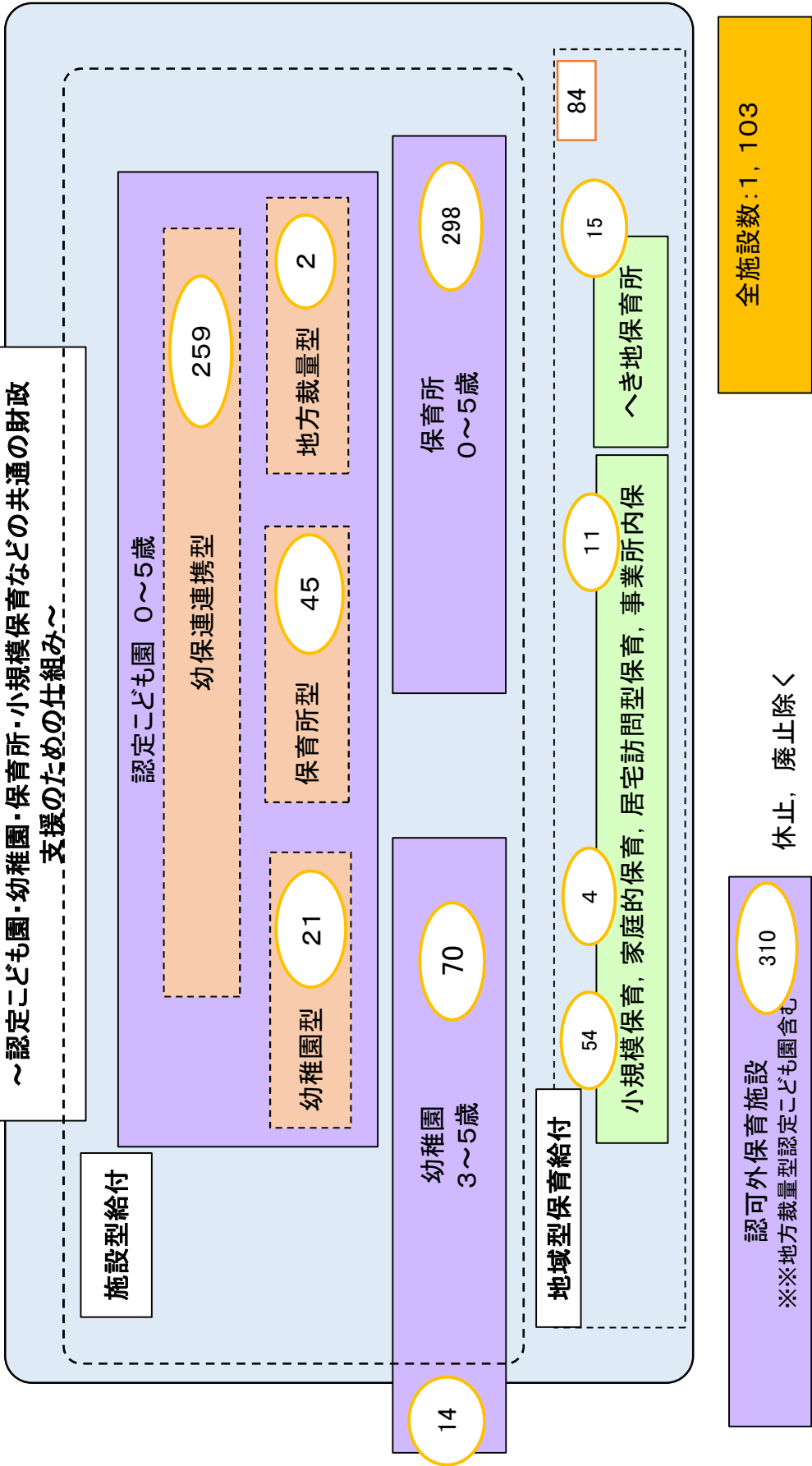
2 地域型保育事業 ※鹿児島市除く (単位：箇所)

種別	R4. 4. 1 (A)	R5. 4. 1 (B)	R6. 4. 1 (C)	R7. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
小規模保育	4 1	4 3	4 3	4 2	▲ 1
A型	2 4	2 6	2 6	2 4	▲ 2
B型	1 7	1 7	1 7	1 8	1
C型	0	0	0	0	0
家庭的保育	4	4	4	4	0
事業所内保育	1 1	1 0	1 1	1 1	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
計	5 6	5 7	5 8	5 7	▲ 1

779

子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育などの共通の財政
支援のための仕組み～



※ 施設数の時点 認定こども園, 保育所, 地域型保育給付の施設: R7. 4. 1時点 (県, 市町村の認可・認定件数より)

幼稚園: R7. 5. 1時点 (「鹿児島県の教育行政」より)

※ 認可外保育施設: R6. 3. 31時点 (認可外保育施設現況調査・運営状況調査より)

※ 地域型保育給付には鹿児島市を含む。

保育所等の待機児童数の推移

本県の保育所等待機児童数の推移（各年4月1日時点）



就学前児童数 : 保育提供体制確保のための実施計画(旧安心プラン)より
 保育所等利用児童数, 利用定員, 待機児童数: 待機児童数調査より (共に, こども家庭庁実施)

【待機児童の定義(こども家庭庁)】

○保育所等利用待機児童

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業、特例保育の利用の申込みがされているが、利用していない者

▶

対象施設

: 特定教育・保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕

: 特定地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和6年度計画と実績との比較について

全体

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績との差が小さい市町村

① 待機児童あり(R7)	1 市	始良市
② 待機児童なし	12 市町村	いちき串木野市, 南さつま市, 奄美市, 三島村, 十島村, 湧水町, 中種子町, 南種子町, 大和村, 徳之島町, 和泊町, 知名町

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績との差が大きい市町村

※乖離率±10%以上であって, 乖離の実数が10人以上の市町村

※乖離率±10%未満であって, 乖離の実数が50人以上の市町村

① 待機児童あり(R7)	1 町	瀬戸内町
② 待機児童なし	29 市町村	鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, さつま町, 長島町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 屋久島町, 宇検村, 龍郷町, 喜界町, 天城町, 伊仙町, 与論町

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が小さい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

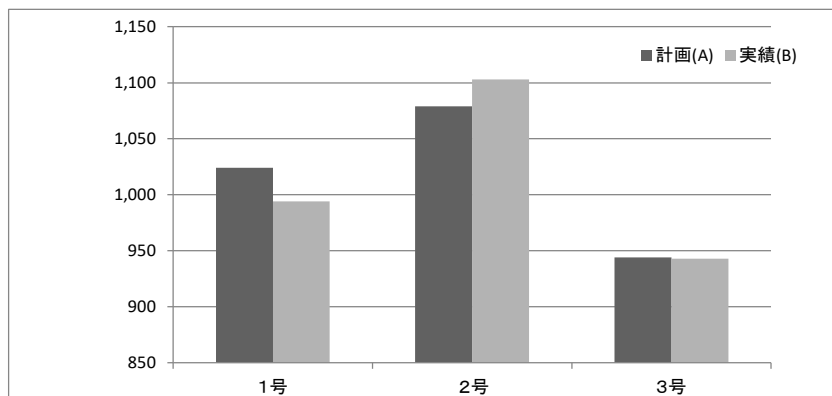
※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 始良市

待機児童11人 (R7.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,024	1,079	944	3,047
実績(B)	994	1,103	943	3,040
(B)-(A)	▲ 30	24	▲ 1	▲ 7



【理由】

計画時よりも保育ニーズが高まっており、待機児童が発生した。

【対策】

受け皿整備を進め、待機児童解消を図る予定。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

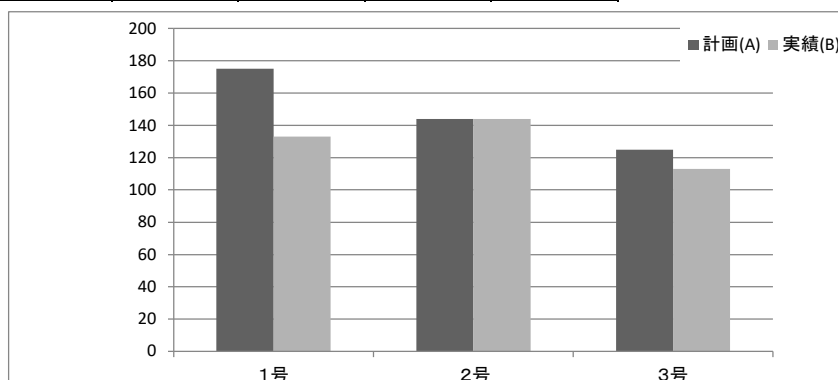
※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 瀬戸内町

待機児童3人 (R7.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	175	144	125	444
実績(B)	133	144	113	390
(B)-(A)	▲ 42	0	▲ 12	▲ 54



【理由】

公立幼稚園において3年保育の実施に伴い利用者増加を見込んで計画を入力したが予想よりも利用者が増えなかった

【対策】

保護者の就労体系の多様化や、長時間保育を希望する傾向の高まりなどが考えられるのでアンケート調査や個別相談等を通じて保護者が求める利用形態を把握し実情にあった認定や受入体制の検討を行いたいと思います。

各市町における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	R6.4.1	R7.4.1		
始良市	11	11	○ 計画時より保育ニーズが高まっている。 ○ 保育士不足等により、利用定員減を行う施設がある。	○ 県保育士人材バンクの活用や保育士・保育所支援センターの情報提供を行い、保育士確保を支援する。 ○ 定員増を図るための増改築を行い、受け皿の確保を行う。
瀬戸内町	0	3	○ 待機児童が発生している要因としては保育所等への利用希望が特定の年齢層に集中していることが挙げられる。特に低年齢児（0～2歳児）を中心に保育需要が高まっている。また町内の保育所数が限られていることに加え、保育士の確保が困難となっている。	○ 待機児童の解消に向けては、保育所の定員拡大や施設整備の推進、保育士の確保・定着支援、地域の実情に応じた受入体制の整備及び関係機関との連携強化を図り、安定的な保育環境の充実に努めていきます。
合計	※ 12	14	※令和6年度は奄美市の1名を含む。（令和7年度は待機児童なし）	

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

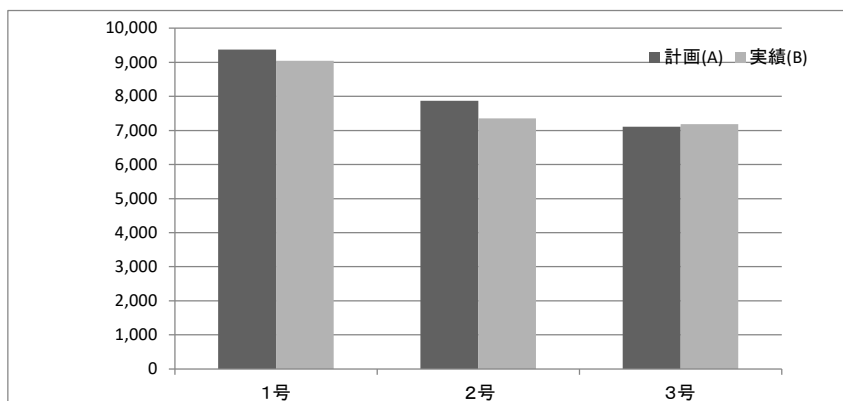
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 鹿児島市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	9,371	7,876	7,108	24,355
実績(B)	9,044	7,350	7,188	23,582
(B)-(A)	▲ 327	▲ 526	80	▲ 773



【理由】

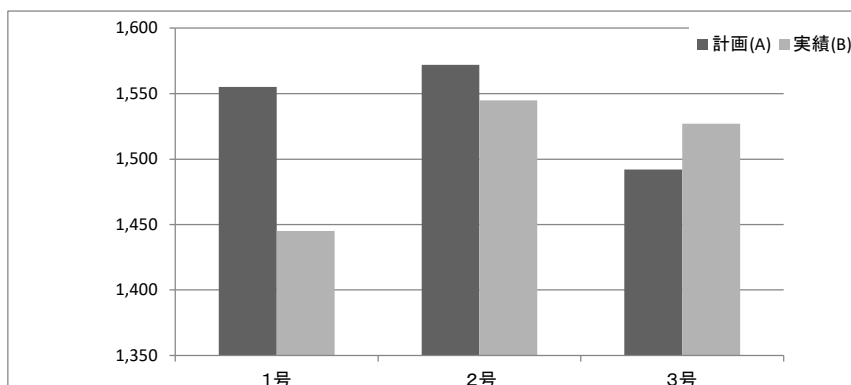
- ・利用定員の減員を行った施設があったこと。
- ・地域型保育事業の整備や、利用定員の内訳変更の実績が見込みを下回ったため。

【対策】

- ・既存施設を活用した定員増に加え、地域型保育事業も含めた施設の整備により、必要数の確保を行う。
- ・利用実態等に応じた定員変更や幼保移行の手続き時に、必要に応じて定員構成の変更を行う。

○ 鹿屋市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,555	1,572	1,492	4,619
実績(B)	1,445	1,545	1,527	4,517
(B)-(A)	▲ 110	▲ 27	35	▲ 102



【理由】

- ・1号・2号については、利用定員の減数を希望する園が多くあった。各園の実情に合わせて利用定員減をおこなった結果、計画を下回る実績となった。

【対策】

- ・令和7年度以降の計画については、事前に各園に今後の方針を伺った上で計画を作成し、乖離が少なくなるようにしている。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

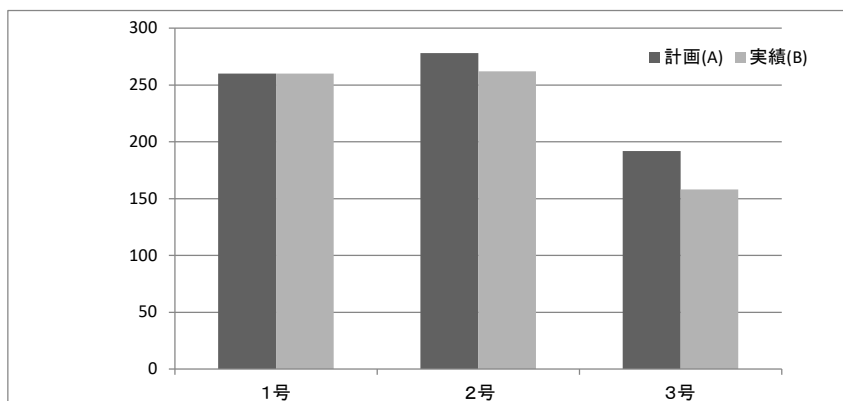
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 枕崎市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	260	278	192	730
実績(B)	260	262	158	680
(B)-(A)	0	▲ 16	▲ 34	▲ 50



【理由】

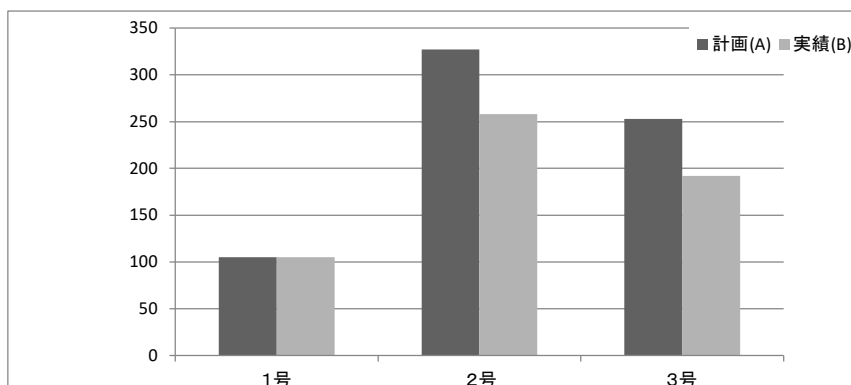
各施設の受け入れ状況を考慮し、利用定員の見直しを行った結果、実績が小さくなった。

【対策】

今後については、人口減少も見込まれることから、計画を見直していく予定。

○ 阿久根市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	327	253	685
実績(B)	105	258	192	555
(B)-(A)	0	▲ 69	▲ 61	▲ 130



【理由】

実際の人口が見込人口より減少し、適正な定員とするため、定員の減少が生じたもの。

【対策】

見込人口の適正化を図る。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

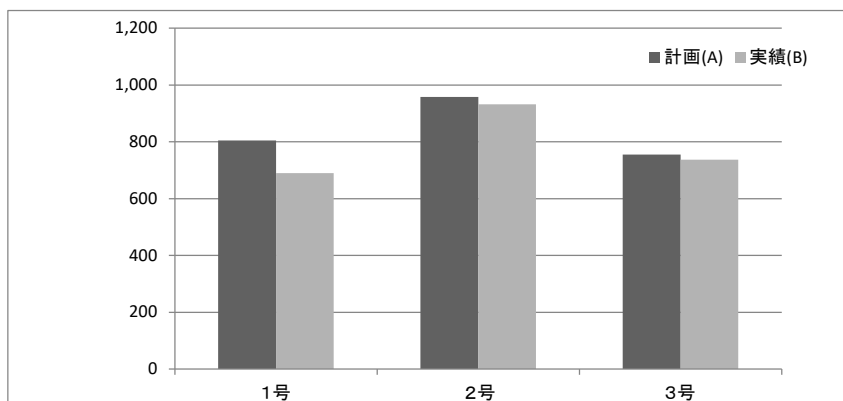
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 出水市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	805	958	755	2,518
実績(B)	690	932	737	2,359
(B)-(A)	▲ 115	▲ 26	▲ 18	▲ 159



【理由】

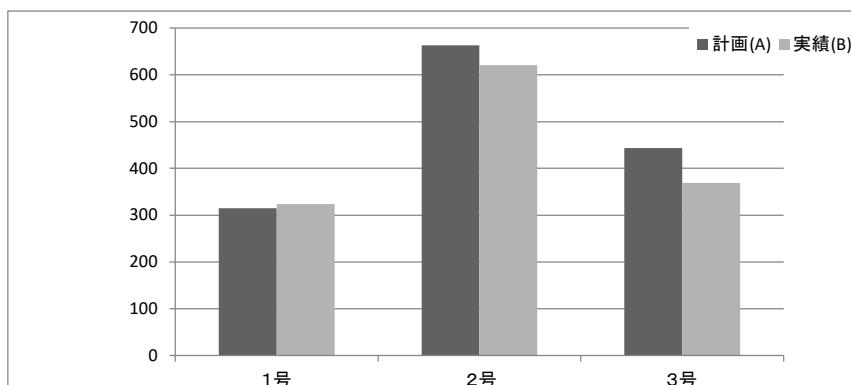
児童数の減少により計画時よりも定員を減する施設が増えているため。

【対策】

7年度からの新規計画においては、1号認定の確保方策の数値等において見直しを行った数値となっている。

○ 指宿市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	315	663	444	1,422
実績(B)	324	621	369	1,314
(B)-(A)	9	▲ 42	▲ 75	▲ 108



【理由】

計画よりこどもの数が100人以上減少したことにより、1号認定及び2号認定の教育ニーズ、2号認定についても減少する結果となった。

【対策】

第三期の計画については、令和6年度実績に近い数値となっているが、中間見直しの際にも人口減少が見込まれるため、こどもの出生数等を考慮し数値の見直しを行う。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

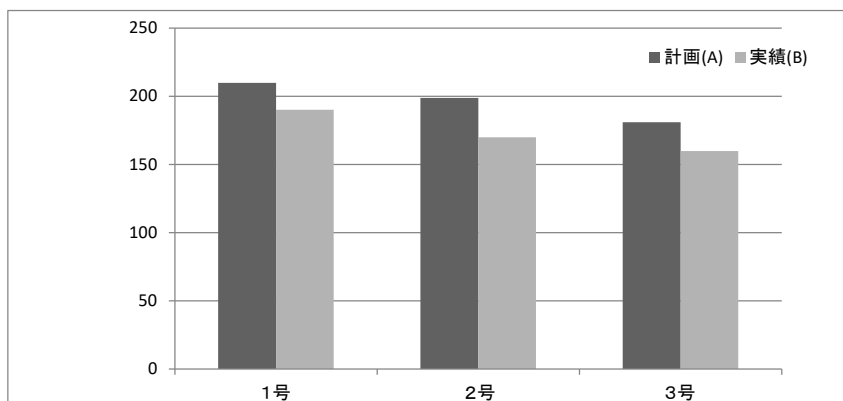
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 西之表市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	210	199	181	590
実績(B)	190	170	160	520
(B)-(A)	▲ 20	▲ 29	▲ 21	▲ 70



【理由】

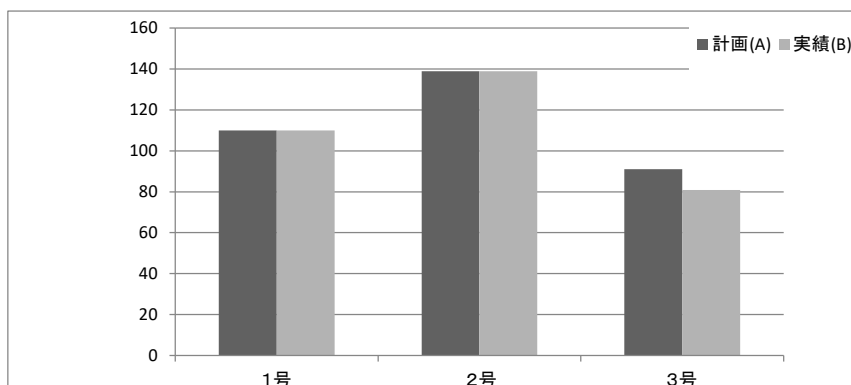
著しい対象児童の減少を加味できず、計画の見積が過大となった。

【対策】

今後については、人口減少が見込まれるため各施設との連携協力の上当市の保育環境維持ができるよう計画を令和7年度からこども計画を第三期計画として策定したところである。

○ 垂水市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	110	139	91	340
実績(B)	110	139	81	330
(B)-(A)	0	0	▲ 10	▲ 10



【理由】

乳幼児人口の減少により計画時よりも定員を減らす施設があったため。

【対策】

7年度からの新規計画においては、3号認定の確保方策の数値等において見直しを行った数値となっている。中間見直しの際にも出生数等を考慮し、各園と連携・情報共有を図り計画を見直していく必要がある。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

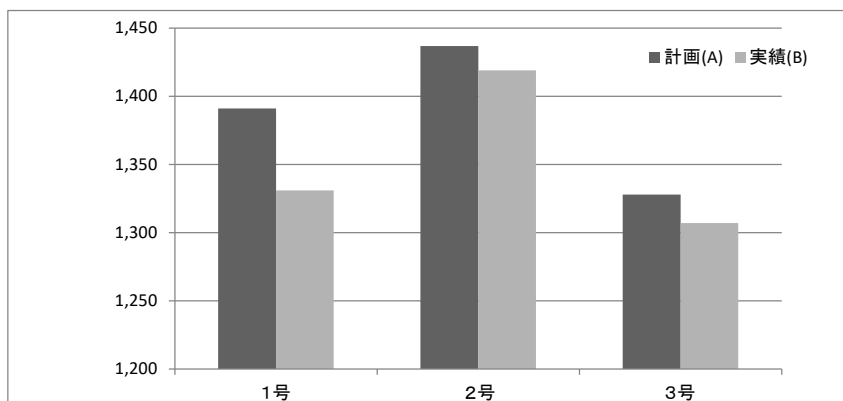
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 薩摩川内市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,391	1,437	1,328	4,156
実績(B)	1,331	1,419	1,307	4,057
(B)-(A)	▲ 60	▲ 18	▲ 21	▲ 99



【理由】

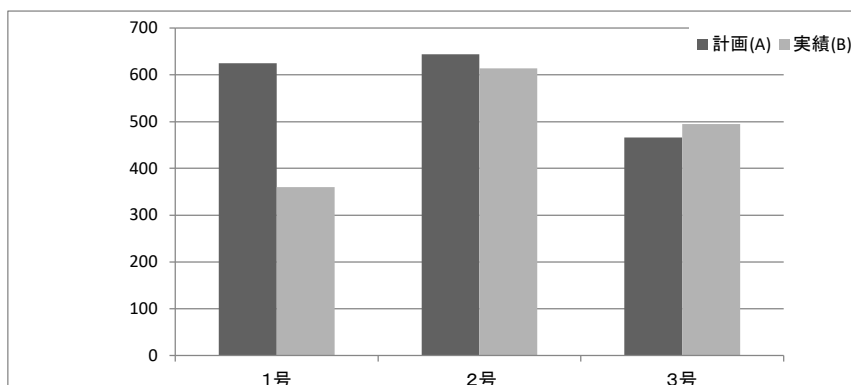
見込みよりもニーズが減少したことや保育士不足等により利用定員を減らしたため、実績が小さくなった。

【対策】

今後は、人口動態やニーズに応じた利用定員を設定し、計画の見直し等についても検討する。

○ 日置市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	625	644	466	1,735
実績(B)	360	614	495	1,469
(B)-(A)	▲ 265	▲ 30	29	▲ 266



【理由】

・計画よりも教育ニーズが減少したため、実利用人員を考慮して定員を減少させた。

【対策】

・今期計画においては、保育ニーズの高まりを踏まえて、既存施設の利用定員の増加や新規施設の設置により2・3号の利用定員を見直し済み。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

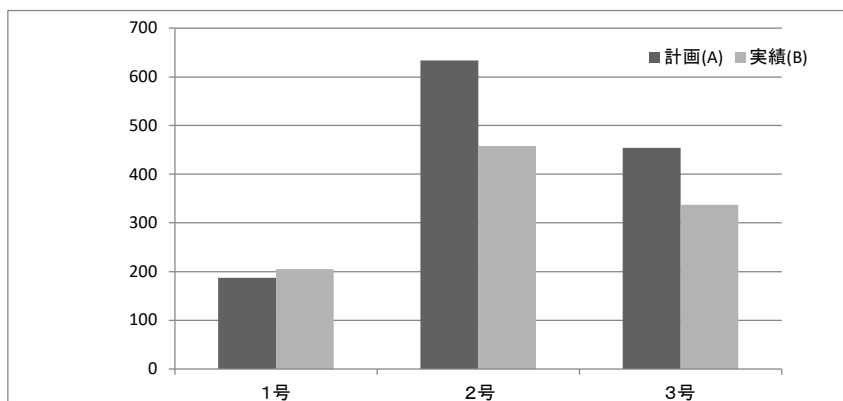
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 曾於市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	187	634	454	1,275
実績(B)	205	458	337	1,000
(B)-(A)	18	▲ 176	▲ 117	▲ 275



【理由】

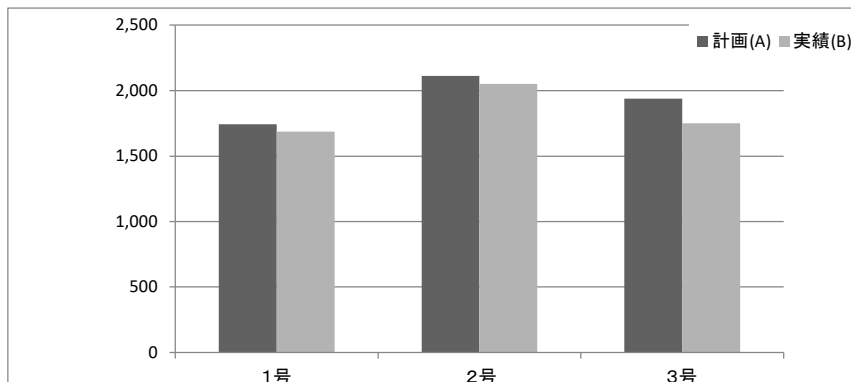
入所児童数の減少による利用定員の変更(減)などにより、当初の計画を下回る乖離が生じた。

【対策】

出生数(見込み含む)から、計画の見直しにつなげたい。

○ 霧島市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,744	2,112	1,938	5,794
実績(B)	1,686	2,050	1,750	5,486
(B)-(A)	▲ 58	▲ 62	▲ 188	▲ 308



【理由】

認定こども園等において、保育教諭等の確保が困難なことから定員増については鈍化傾向にある。

【対策】

令和7年度からの新規計画において、各号の出生数(今後の見込みを含む)や各施設の実態に応じた定員の見直しを検討する。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

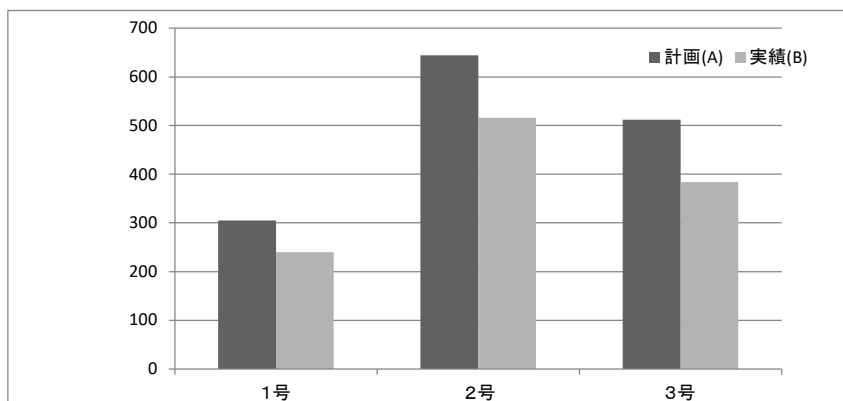
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 志布志市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	305	644	512	1,461
実績(B)	240	516	384	1,140
(B)-(A)	▲ 65	▲ 128	▲ 128	▲ 321



【理由】

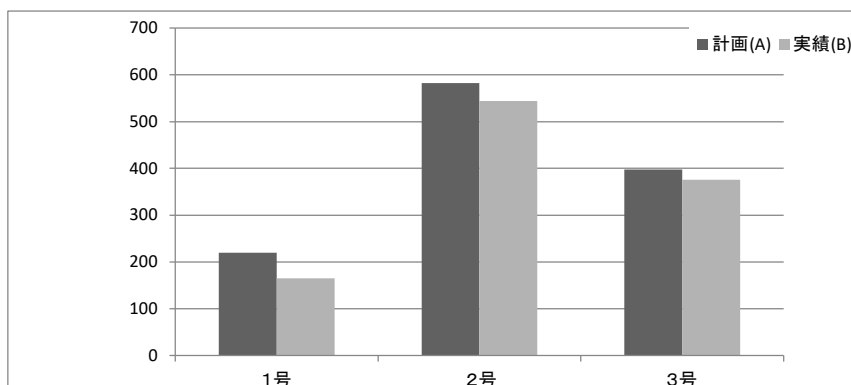
児童数の減少により、定員減を行う施設が多い中、確保方策の計画が過大であったため達成できていない。

【対策】

全体的に見積りが過大であったため、ニーズ調査や人口ビジョンを踏まえて、令和7年度より計画の見直しを行った。今後の状況に応じて、計画の見直しや対応を検討していく。

○ 南九州市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	220	582	398	1,200
実績(B)	165	544	376	1,085
(B)-(A)	▲ 55	▲ 38	▲ 22	▲ 115



【理由】

現在公立幼稚園(2園)が休園中であるが、1園についてR6年度から休園として計画見直しに反映したが、その後残り1園(定員60人)についても休園となったことで計画を上回り、達成できていない。

【対策】

第3期計画策定時に上記を反映し、令和7年度から1号認定を下方修正している。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

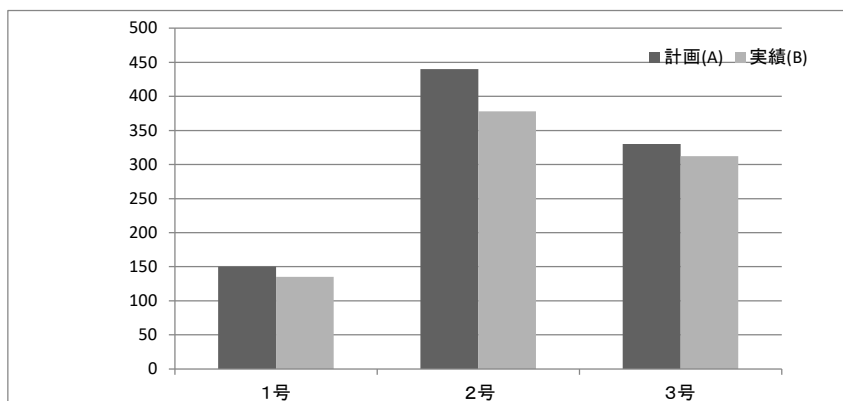
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 伊佐市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	440	330	920
実績(B)	135	378	312	825
(B)-(A)	▲ 15	▲ 62	▲ 18	▲ 95



【理由】

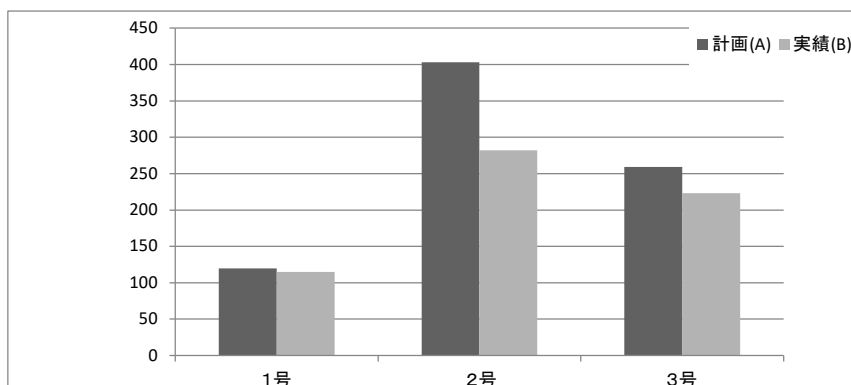
見込みよりもニーズが少なくなったことや保育士不足等により、利用定員の減を行い、計画を下回った。

【対策】

申込みの状況や利用定員の変更等を勘案し、見直す予定。

○ さつま町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	120	403	259	782
実績(B)	115	282	223	620
(B)-(A)	▲ 5	▲ 121	▲ 36	▲ 162



【理由】

児童数の減少により、利用定員を下げる施設が増えてきており計画を下った。

【対策】

全体的に見積りが過大であったため、ニーズ調査や人口ビジョンを踏まえて、計画の見直しや対応を検討していく。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

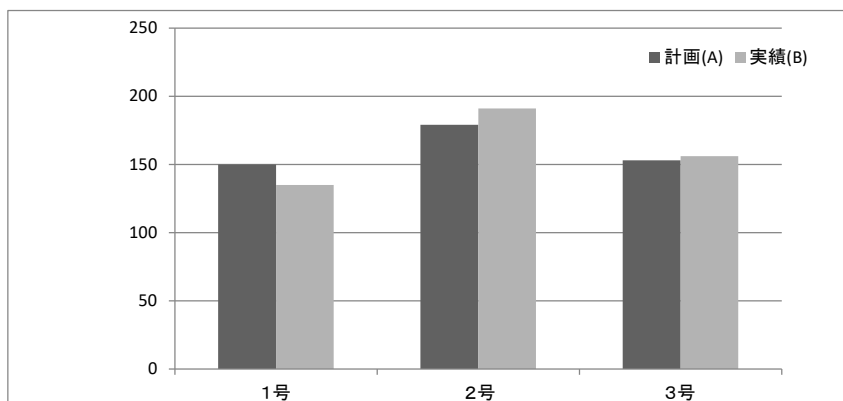
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 長島町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	179	153	482
実績(B)	135	191	156	482
(B)-(A)	▲ 15	12	3	0



【理由】

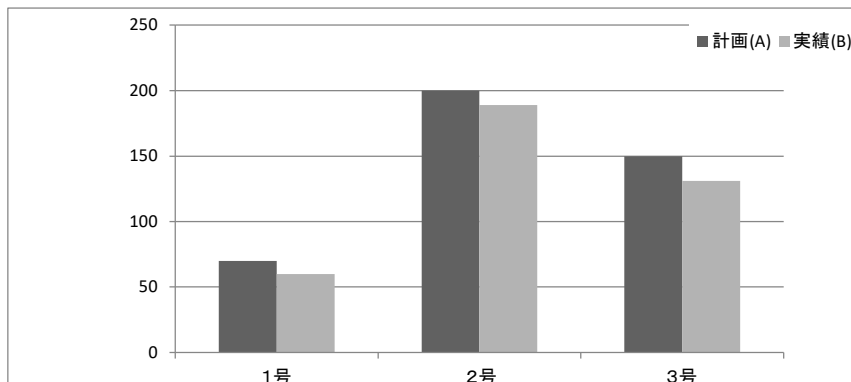
保育ニーズの上昇。

【対策】

次期計画では、1号認定及び2号認定について、実績に合わせて計画を見直す。

○ 大崎町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	70	200	150	420
実績(B)	60	189	131	380
(B)-(A)	▲ 10	▲ 11	▲ 19	▲ 40



【理由】1号認定については教育ニーズを多く見込みすぎた支援事業計画誤りが理由。

2・3号認定については、出生児減少を見込んだ園が0歳児保育利用定員数を減らしたことが原因。

【対策】

次期計画では、実績を重視して対応する。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

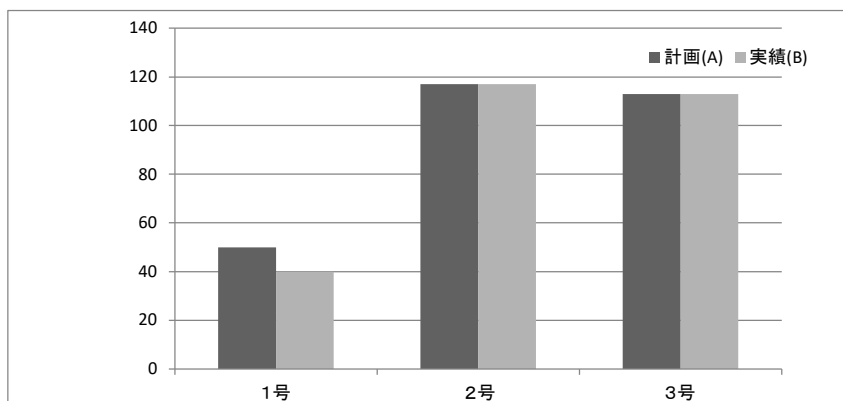
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 東串良町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	50	117	113	280
実績(B)	40	117	113	270
(B)-(A)	▲ 10	0	0	▲ 10



【理由】

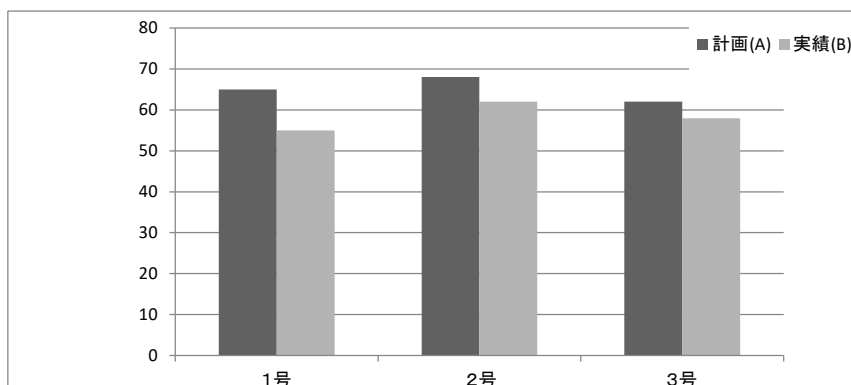
1号認定についての実績の減については、年々教育認定の利用者の減少がみられ、未就学児の減少も鑑み確保量の減を行った。

【対策】

令和7年度以降については実績に合わせた確保を行っていく。

○ 錦江町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	65	68	62	195
実績(B)	55	62	58	175
(B)-(A)	▲ 10	▲ 6	▲ 4	▲ 20



【理由】

確保方策に対する教育ニーズの減少が、計画の見積もりを上回ったため。

【対策】

錦江町こども計画(第3期市町村子ども・子育て支援事業計画)策定の際、実績値の通り修正を行った。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

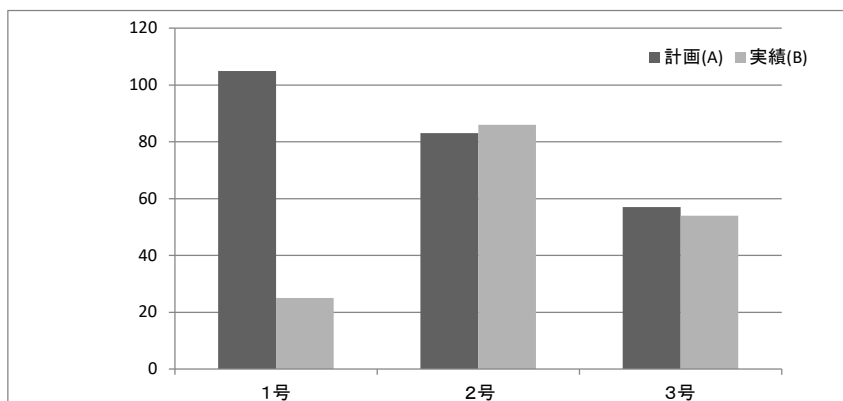
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 南大隅町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	83	57	245
実績(B)	25	86	54	165
(B)-(A)	▲ 80	3	▲ 3	▲ 80



【理由】

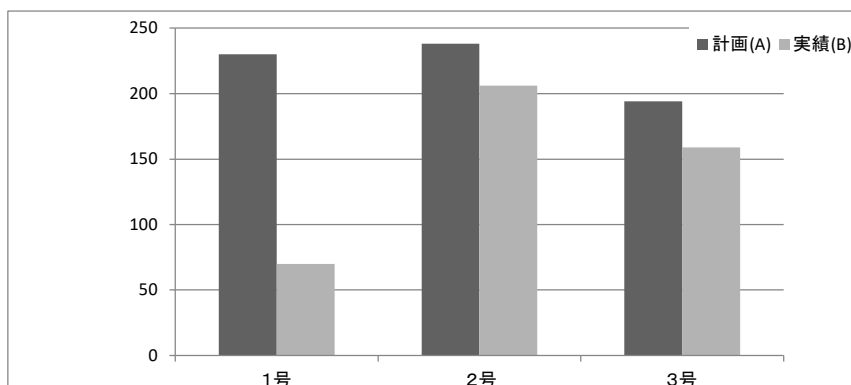
令和4年度から町立の幼稚園が廃止となり、1号認定の利用定員が大きく減少した。

【対策】

1号については、現在の利用定員と今後のニーズを踏まえ、時期計画に反映を行った。

○ 肝付町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	230	238	194	662
実績(B)	70	206	159	435
(B)-(A)	▲ 160	▲ 32	▲ 35	▲ 227



【理由】

出生の減少により、利用定員の縮小や閉園により、計画を下回った。

【対策】

今後については、人口減少が見込まれるため計画を見直す予定

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

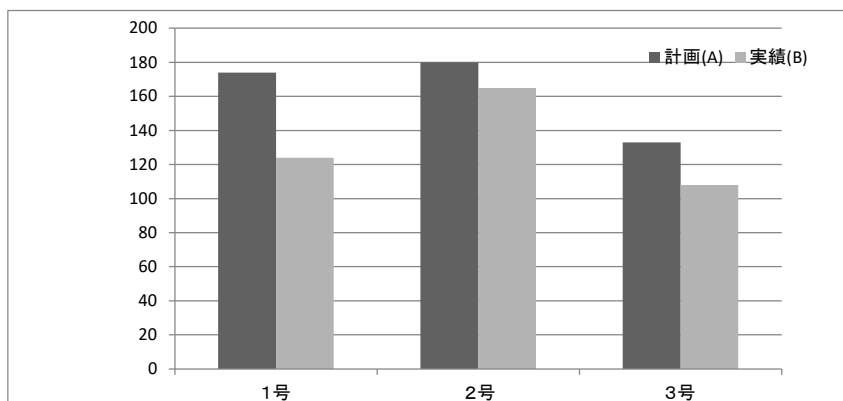
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 屋久島町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	174	180	133	487
実績(B)	124	165	108	397
(B)-(A)	▲ 50	▲ 15	▲ 25	▲ 90



【理由】

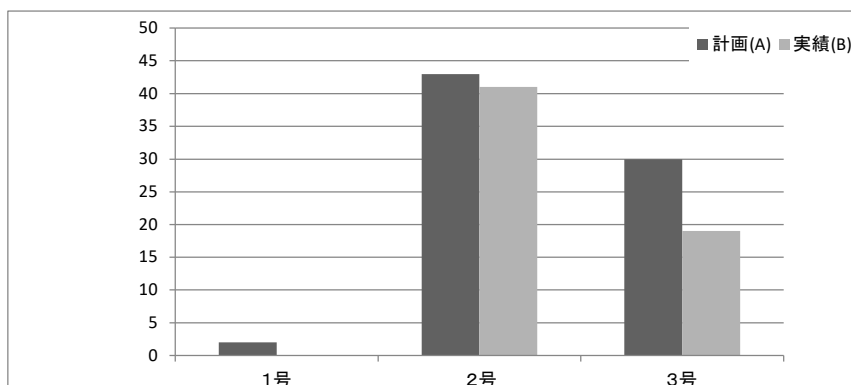
計画が過大だったため。また、人口減少により、利用定員を減少した施設があったため。

【対策】

今後はさらに人口減少が見込まれるため、実態把握し、計画を見直す予定。

○ 宇検村

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	2	43	30	75
実績(B)	0	41	19	60
(B)-(A)	▲ 2	▲ 2	▲ 11	▲ 15



【理由】

出生の減少により計画を達成できていない

【対策】

今後のニーズを踏まえ第3期計画に反映を行ったが、さらに人口減少が見込まれるため計画を見直す予定

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

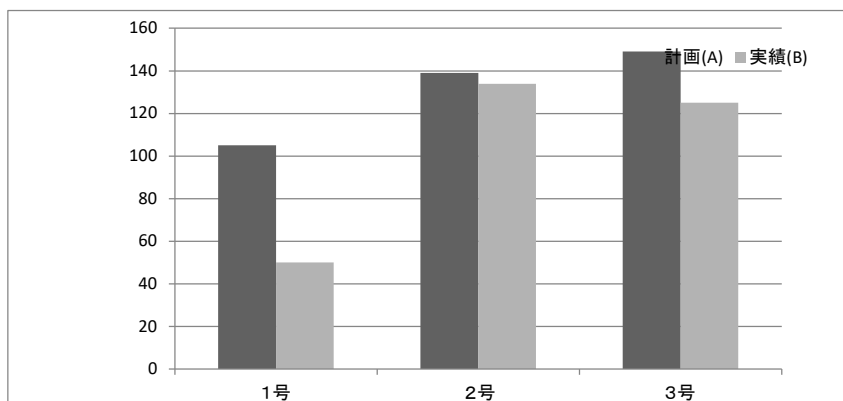
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 龍郷町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	139	149	393
実績(B)	50	134	125	309
(B)-(A)	▲ 55	▲ 5	▲ 24	▲ 84



【理由】

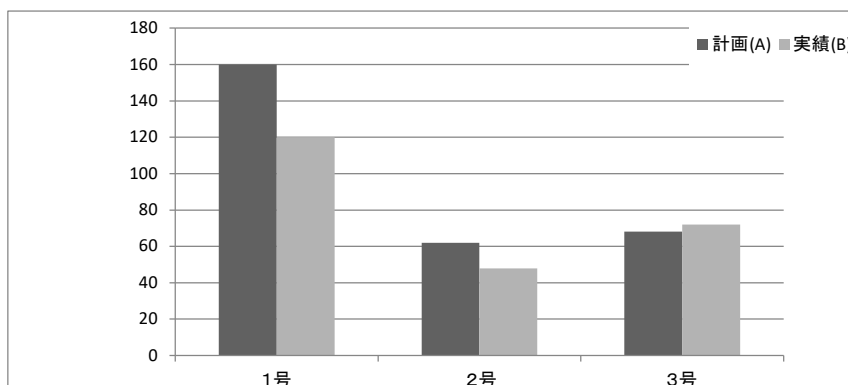
1号認定について、へき地保育所が2ヶ所利用者の減少により休所となり、計画と実績に乖離が生じている。また3号認定について、少子化等により確保方策の計画よりも定員を減らした。

【対策】

ニーズを過大に見込んでいたことから、今後の計画を見直す予定。

○ 喜界町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	160	62	68	290
実績(B)	120	48	72	240
(B)-(A)	▲ 40	▲ 14	4	▲ 50



【理由】

1号及び2号について少子化により全体的に利用者が減少している。その中で1号認定については保育ニーズ上昇により計画との乖離が大きくなっている。

【対策】

今後については、人口減少が見込まれるため「第3期喜界町子ども子育て支援事業計画」において見込の見直しを図っている。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

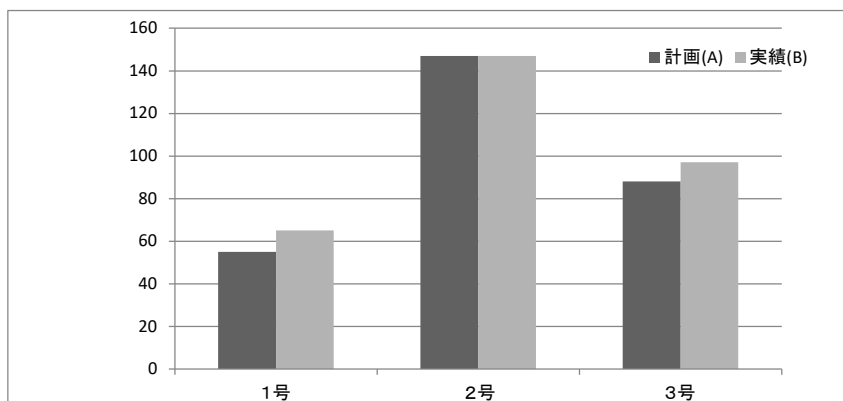
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 天城町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	55	147	88	290
実績(B)	65	147	97	309
(B)-(A)	10	0	9	19



【理由】

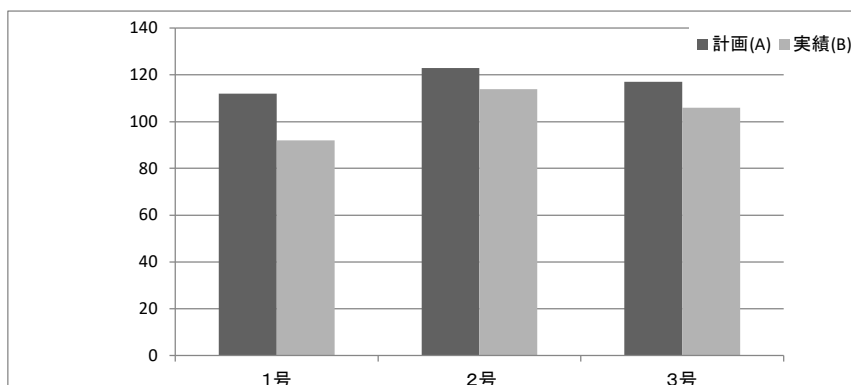
- ・1号は、利用定員の見直しを行っていないため、計画より実績が多くなっている。
- ・3号は計画の見込みが0歳児の保育ニーズが高くなってきているため。

【対策】

- ・直近のニーズを基に、計画・利用定員の見直しを行う。また、保育士確保を継続して行う。

○ 伊仙町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	112	123	117	352
実績(B)	92	114	106	312
(B)-(A)	▲ 20	▲ 9	▲ 11	▲ 40



【理由】

- ・1号認定については、保育ニーズの上昇により、教育ニーズが減少し定員割れの園があるため。

【対策】

- ・直近のニーズを基に、1号認定の計画・利用定員の見直しを行う。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和6年度計画と実績に差が大きい市町村

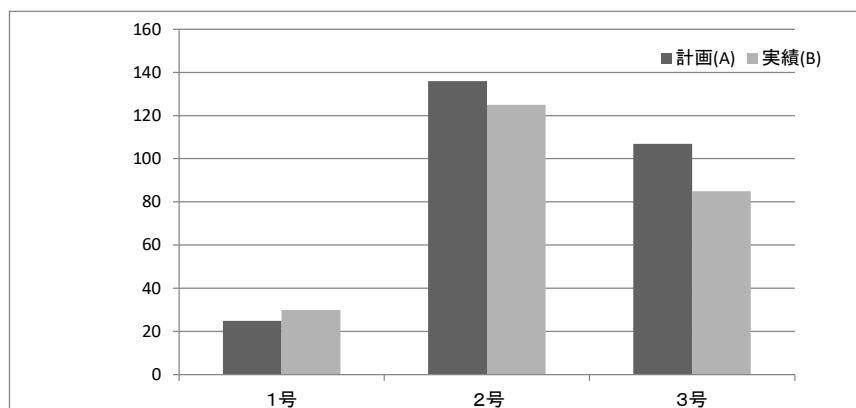
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 与論町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	25	136	107	268
実績(B)	30	125	85	240
(B)-(A)	5	▲ 11	▲ 22	▲ 28



【理由】

2号認定・3号認定の利用実績の減による計画との乖離。

【対策】

今後については、人口減少が見込まれるため計画を見直す予定。

2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
就学前教育・保育 施設整備交付金 (子育て支援課)	〈1〉 目的 保育所、認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができる。 〈2〉 実施状況・成果等 ・ 9市町 12施設	市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算（国費）を確保する必 要がある。	・ 実施計画 21施設 11市町 21施設 ※ 令和6年度繰越分を含む。
安心こども基金総 合対策事業 (子育て支援課)	1 保育所等緊急整備事業 〈1〉 目的 認定こども園（保育所機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができる。 〈2〉 実施状況・成果等 0市 0施設 2 認定こども園整備事業 〈1〉 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができる。 〈2〉 実施状況・成果等 0市 0施設	〔平成20～27年度に基金 を造成し、平成21～令 和2年度に施設整備を 行ったが、現在は、就 学前教育・保育施設整 備交付金にシフトして いる。〕	—

＜参考＞ 保育所等の整備状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
整備箇所数											
うち定員増を伴う整備箇所数	25	28	30	32	37	19	19	22	23	12	247
整備に伴う定員増人数（人）	20	19	20	16	20	9	8	4	6	3	125
	717	695	590	551	733	186	253	70	164	106	4,065

(2) 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

ア 確保方策

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
保育教諭の人材育成 (子育て支援課)	〈1〉 目的 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度及び保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得特例制度の利用を図る。 〈2〉 実施状況・成果等 （補助制度） 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業 1人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業 2人	保育士資格等の取得に係る特例制度は、令和11年度末までとなっていることから、同制度利用を促進する必要がある。	保育士の人材育成 引き続き特例制度利用の周知を促すとともに、補助制度の利用促進を図る。 保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業 2人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業 5人

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
保育士の人材育成 (保育士修学資金 貸付等事業) (子育て支援課)	1 保育士修学資金貸付 <1> 目的 指定保育士養成施設卒業後、鹿児島県内において保育業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付け、その修学を容易にすることにより、保育士の養成確保を図る。 <2> 対象者 指定保育士養成施設に在学する学生 <3> 実施状況・成果等 貸付人数 79人 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 <1> 目的 未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 未就学児を持つ保育士であって県内の保育所等に新たに勤務する者 ② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であり、産後休暇又は育児休業から復帰する者 <3> 実施状況・成果等 貸付人数 2人 3 就職準備金貸付 <1> 目的 潜在保育士に対し就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 保育所等を離職した者や勤務経験の無い者 ② 保育所等に新たに勤務する者 <3> 実施状況・成果等 新規貸付なし	保育士人材確保のため、保育士資格の新規取得者、の確保や保育士の再就職止、潜在保育士の再就職支援が必要である。	令和7年度の取組予定 1 保育士修学資金の貸付実施 ・貸付人数 90人 ・貸付金額 1人160万円以内 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の実施 ・貸付人数 10人 ・貸付金額 月額27,000円以内 3 就職準備金の貸付実施 ・貸付人数 10人 ・貸付金額 40万円以内
保育士確保対策 (保育人材支援等 市町村交付金事 業) (子育て支援課)	<1> 目的 市町村の保育士確保対策を促進するため、市町村の保育士確保に向けた新たな取組を支援する。 <2> 実施状況・成果等 ・実施市町村 3市	県内市町村の保育士確保対策の取組を促進する必要がある。	県の保育士人材バンクを活用した潜在保育士の掘り起こしや再就職支援、新卒保育士の確保、就業継続支援、県外からの誘致など、市町村が新たに取組む保育人材確保に資する事業を支援する。

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
保育士の再就職支援 (保育士・保育 所等支援事業) (子育て支援課)	〈1〉 目的 保育士の再就職支援のため、保育士の現況調査による潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、保育士就職フェアを開催する。 また、「鹿児島県保育士人材バンク」により、保育人材確保に取り組む市町村に対して必要な情報を提供する。 〈2〉 実施状況・成果等 ・ 保育士現況調査の実施 ・ 調査による保育士人材バンク新規登録者数 808人 ・ フェア実施による保育士就職フェアの開催 ・ フェアをきっかけに就職に至った件数 5件 ・ 鹿児島県保育士人材バンクの運営 令和7年3月31日現在の登録者数 1,192人	鹿児島県の保育士登録数は累計約3万人だが、県内で勤務する保育士の数は1万人程度であり、約2万人が潜在保育士となっている。	保育士・保育所支援センター事業において、「保育士人材バンク」の運営・管理を実施 保育士・保育所支援センターを新たに設置
保育士の再就職支援 (保育士・保育 所支援センター事業) (子育て支援課)	令和7年度新規事業	女性の就業率の上昇などにより、保育ニーズが高まっている一方で、保育士の確保が課題となっている。	保育士・保育所支援センターを新たに設置 「保育士人材バンク」の運営・管理を実施
保育士等の処遇改善 (子育て支援課)	〈1〉 目的 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、やりがいを持って働き続ける保育士等の処遇改善を図る。 〈2〉 実施状況・成果等 ○ 技能・経験等を積んだ職員への加算 ・ 分野別リーダー等 月額5千円(上限) アップ ・ 副主任保育士等 月額4万円(上限) アップ ○ 保育士等キャリアアップ研修の実施 ・ 指定機関実施分 修了者数：2,448人 ・ 実施回数：60回 ・ 県委託分 修了者数：1,509人 ・ 実施回数：11回	保育士等キャリアアップ研修は、処遇改善加算Ⅱの要件となっており、令和5年度から段階的に要件が引き上げられ、令和6年度から段階的に要件が踏まえ、引き続き研修機会を確保する必要がある。	【処遇改善等加算の活用促進】 ○ 技能・経験を積んだ職員への加算 ・ 分野別リーダー等 月額5千円(上限) アップ ・ 副主任保育士等 月額4万円(上限) アップ ○ 保育士等キャリアアップ研修の実施 ・ 指定機関実施分 定員数：9,000人 ・ 実施回数：39回 ・ 県委託分(オンラインにて実施) 定員数：1,410人 ・ 実施回数：11回

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
医療的ケア児の受 入支援 (子育て支援課)	〈1〉 目的 医療的ケアを必要とする子どもへの受入体制の整備を推進する ため、保育所等における看護師等の配置や必要な研修の受講等 への支援を実施する。 〈2〉 実施状況・成果等 ・実施市町村・施設数 8市町15施設	県内の多くのケア児の保育所等で 医療的ケア児の受け入れ が可能となるよう、引き 続き支援を行う必要があ る。	医療的ケア児の受入体制整備に伴う 経費の補助 ○実施市町村・施設数 7市17施設 ・看護師等の配置 ・研修の受講支援 等

イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定																																		
子育て支援員研修 (子育て支援課)	〈1〉 目的 地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。 〈2〉 実施状況・成果等 ・実施日：令和6年7月20日～令和7年1月23日のうち希望するコース日程 ・実施地区：オンライン（実技等は、鹿児島、鹿屋、薩摩川内、霧島、南さつま、奄美で開催） 実施コース等： <table><tr><th>実施地区</th><th>研修内容</th><th>受講者数</th><th>修了者数</th></tr><tr><td rowspan="7">オンライン等</td><td>基本研修</td><td>371</td><td>326</td></tr><tr><td>地域保育</td><td>272</td><td>241</td></tr><tr><td>コース</td><td>46</td><td>42</td></tr><tr><td></td><td>14</td><td>14</td></tr><tr><td>放課後児童コース</td><td>52</td><td>34</td></tr><tr><td>社会的養護コース</td><td>15</td><td>10</td></tr><tr><td>地域子育て支援事業・基本型</td><td>11</td><td>10</td></tr><tr><td>で支援コース</td><td>利用者支援事業・特定型</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td></td><td>地域子育て支援拠点事業</td><td>45</td><td>41</td></tr></table>	実施地区	研修内容	受講者数	修了者数	オンライン等	基本研修	371	326	地域保育	272	241	コース	46	42		14	14	放課後児童コース	52	34	社会的養護コース	15	10	地域子育て支援事業・基本型	11	10	で支援コース	利用者支援事業・特定型	5	4		地域子育て支援拠点事業	45	41	県内の実情や子育て支援員研修の二一ノズが高いことを踏まえ、引き続き、研修機会の確保を図る。	子育て支援員研修の実施 ○実施日：令和7年6月21日～令和7年10月11日のうち希望するコース日程 ○実施地区：オンライン（実技等は、鹿児島等で開催） ○実施コース：8コース
実施地区	研修内容	受講者数	修了者数																																		
オンライン等	基本研修	371	326																																		
	地域保育	272	241																																		
	コース	46	42																																		
		14	14																																		
	放課後児童コース	52	34																																		
	社会的養護コース	15	10																																		
	地域子育て支援事業・基本型	11	10																																		
で支援コース	利用者支援事業・特定型	5	4																																		
	地域子育て支援拠点事業	45	41																																		

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
放課後子ども総合推進事業 [放課後児童支援員の認定資格研修] (子育て支援課)	＜1＞ 目的 放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童クラブの「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされ、放課後児童支援員の資格を認定する。 ＜2＞ 実施状況・成果等 放課後児童支援員の認定者 431人 「資格要件：研修の修了」 ・第1回鹿児島会場(9/25～9/28) 資格取得者 175人 ・第2回霧島会場(10/10～10/13) 資格取得者 82人 ・第3回北薩会場(11/7～11/10) 資格取得者 92人 ・第4回鹿屋会場(1/14～1/17) 資格取得者 82人	資格取得者をより多く確保するため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・鹿児島会場(9/10～9/13) 150人 定員 ・霧島会場(10/1～10/4) 90人 定員 ・鹿屋会場(12/2～12/5) 70人 定員 ・北薩会場(1/14～1/17) 90人 定員
放課後子ども総合推進事業 [放課後児童支援員等現任研修] (子育て支援課)	＜1＞ 目的 放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行う。 ＜2＞ 実施状況・成果等 放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経歴3年未満)】 6月30日 鹿児島会場 修了者 154人 12月18日 志布志会場 修了者 29人 【中堅者(経歴3年以上)】 7月6日 鹿児島会場 修了者 104人 11月30日 霧島会場 修了者 73人	受講希望者全員が受講でき、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経歴3年未満)】 6月28日 奄美会場 定員 50人 7月12日 鹿児島会場 定員 120人 11月18日 始良会場 定員 80人 【中堅者(経歴3年以上)】 6月29日 奄美会場 定員 50人 7月13日 鹿児島会場 定員 120人 11月18日 鹿屋会場 定員 80人

ウ 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
幼稚園新規採用教員研修会 (義務教育課) (子育て支援課)	<1> 目的 幼稚園新規採用教員に対する研修 <2> 実施状況・成果等 ① 4/16 公立幼稚園(4人) 公立幼稚園以外(62人) ② 5/31 " (4人) (44人) ③ 7/3～7/4 " (4人) (68人) ④ 11/21～11/22 " (4人) (57人)	職務遂行に必要な事項等を習得するため、引き続き新規採用教員の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園新規採用教員研修会の実施 年4回実施 ① 4/30 69人(悉皆研修該当 6名) ② 5/31 43人(悉皆研修該当 6名) ③ 7/1～7/2 61人(悉皆研修該当 6名) ④ 11/21～11/22
幼稚園中堅教諭等資質向上研修 (義務教育課) (子育て支援課)	<1> 目的 在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じ資質向上を図る。 <2> 実施状況・成果等 実施日：令和6年7月29日～令和6年8月1日 実施場所：県総合教育センター 参加人数：3人	個々の適性等に応じた資質向上を図るため、引き続き中堅教諭等の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園中堅教諭等資質向上研修の実施 実施日：令和7年7/29～8/1 実施場所：県総合教育センター 参加人数：5人
保育教諭等研修 (認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業) (子育て支援課)	<1> 目的 教育と保育の一体的提供などについての研修を実施することにより、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。 <2> 実施状況・成果等 ・実施日：令和6年11月11日 ・実施場所：マリンプアレスかごしま ・参加人数：80人 ・研修内容：①子どもの発達・発達と保育・教育/乳幼児保育 ②特別支援教育 ③乳幼児の感染症・食物アレルギーとその対応 ④実技研修(手遊び・指遊び)	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図るため、引き続き現場の実状に対応した研修を行う必要がある。	保育教諭研修 ・実施時期：令和7年11月頃

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
保育所特別保育等 研修 (保育所特別保育 等研修事業) (子育て支援課)	〈1〉 目的 保育所職員等の資質向上を図る。 〈2〉 実施状況・成果等 オンライン開催 ・実施日：令和7年2月20日、令和7年2月25日 ・参加人数：189人 ・研修内容：①障害児保育 ②乳幼児の安全法 ③事故防止 ④人権教育 ⑤保護者への対応	保育所職員等の資質向上を図るため、引き続き事故防止や感染症予防等の研修を行う必要がある。	保育所特別保育等研修の実施 ・実施時期：令和8年2月頃
保育士等キャリアアップ研修（子育て支援課）	〈1〉 目的 リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、保育の質を高める。 〈2〉 実施状況・成果等 保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数：60回 修了者数：2,448人 ・県委託分 実施回数：11回 修了者数：1,509人	保育士等キャリアアップ研修は、処遇改善加算Ⅱの要件となっており、令和5年度から段階的に要件が引き上げられることを踏まえ、引き続き研修機会の確保を図る必要がある。	保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数：39回 定員数：9,000人 ・県委託分（オンラインにて実施） 実施回数：11回 定員数：1,410人
医療的ケア児等受入体制構築促進事業（子育て支援課）	〈1〉 目的 医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等に受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーを実施。 〈2〉 実施状況・成果等 ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員 ・参加数：93人（会場27人、オンライン66人） ・日時：令和7年1月24日	県内の保育所等における医療的ケア児の受入について、不安等を払拭し、保育所等における受入を促進するため、引き続き意識啓発を行う必要がある。	医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等に受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーの実施 ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

施策等 (担当課)	令和6年度 本県の具体的取組	課題等	令和7年度の取組予定
地域子ども・子育て 支援事業 (子ども政策課)	〈1〉 目的 市町村が地域の実情に对应して行う子どもに対する教育及び保 育並びに保護者に対処する子育て支援の総合的な提供を支援する ための交付金を交付し、地域の子ども・子育て支援の充実を図 る。 〈2〉 実施状況・成果等 次頁のとおり	市町村計画の目標に到達 できよう、市町村に対 し、積極的な取組を働き かける必要がある。	地域の実情に对应し、市町村が地域子 ども・子育て支援事業を実施

地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和６年度）

事業名	計画市町村数	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	３５市町村	３５市町村	６５か所	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
延長保育事業	３３市町	３２市町	４８７か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	１０市町	８市町		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	３市町	１市町	４か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
放課後児童健全育成事業	４１市町村	４１市町村	７１２か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	２８市町	１８市町	ショートステイ48か所 トワイライト15か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	３５市町村	３４市町村		生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	２１市町村	１６市町村		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する指導・助言等を行う事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	７市町	５市町		子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に携わる職員の専門性向上（研修の受講等）などの取組を行う事業です。
子育て世帯訪問支援事業	１５市町	１２市町	２１か所	家事・育児等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止を図る事業です。
児童育成支援拠点事業	—	—	—	養育環境等に問題を抱える、家庭や学校等に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
親子関係形成促進事業	５市町	３市町	３か所	子どもととの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するために必要な経費の補助やペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する事業です。

地域子育て支援拠点 事業	4 2 市町村	4 2 市町村	1 1 8 か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、 情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
一時預かり事業	3 5 市町村	3 4 市町村	4 3 6 か所	保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により家庭において保育を受けられることが一時的に困難となった乳幼児について、主として 昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場 所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
病児保育事業	2 7 市町	2 6 市町	4 4 か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等 が一時的に保育等を実施する事業です。
ファミリーサポート センター事業	2 3 市町	2 1 市町	2 1 か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預か り等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連 絡、調整を行う事業です。

※ 計画・実施市町村数、実施箇所数については、「地域子ども・子育て支援事業」の対象になるものを記載

令和6年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

(各市町村集計)

		① 利用者支 援事業	② 延長保育 事業	③ 実費徴収 に伴う補 足給付を 行う事業	④ 多様な事 業者の参 入促進・ 能力活用 事業	⑤ 放課後児 童健全育 成事業	⑥ 子育て短 期支援事 業	⑦ 乳児家庭 全戸訪問 事業	⑧ 養育支援 訪問事業	⑨ 子どもを 守る地域 ネットワ ーク機能 強化事業	⑩ 子育て世 帯訪問支 援事業	⑪ 児童育成 支援拠点 事業	⑫ 親子関係 形成支援 事業	⑬ 地域子育 て支援拠 点事業	⑭ 一時預か り事業	⑮ 病児保育 事業	⑯ 子育て援 助活動事 業
1	鹿 児 島 市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
2	鹿 屋 市	○	○	○		○	○	○						○	○	○	○
3	枕 崎 市	○	○	○		○		○	○		○			○	○	○	○
4	阿 久 根 市	○	○			○		○						○	○		
5	出 水 市	○	○			○	○	○	○					○	○	○	○
6	指 宿 市	○	○			○		○		○				○	○	○	○
7	西 之 表 市	○		○		○		○	○					○	○		○
8	垂 水 市	○	○			○	○	○		○				○	○		○
9	薩摩川内市	○	○		○	○	○	○	○		○			○	○	○	○
10	日 置 市	○	○			○	○	○	○					○	○	○	
11	曾 於 市	○	○			○	○	○	○		○			○	○	○	○
12	霧 島 市	○	○			○	○	○			○			○	○	○	○
13	い ち き ち 木 野 市	○	○			○		○	○					○	○	○	○
14	南さつま市	○	○	○		○	○	○			○			○	○	○	○
15	志 布 志 市	○	○			○		○						○	○	○	○
16	奄 美 市	○	○			○	○	○	○		○			○	○	○	○
17	南 九 州 市	○	○	○		○	○	○		○	○			○	○	○	○
18	伊 佐 市	○	○			○		○	○				○	○	○	○	○
19	始 良 市	○	○	○		○	○	○						○	○	○	○
20	三 島 村													○			
21	十 島 村	○												○			
22	さ つ ま 町	○	○			○		○	○					○	○	○	
23	長 島 町	○	○			○								○	○		
24	湧 水 町	○	○			○	○	○						○			○
25	大 崎 町	○	○			○		○	○					○	○		
26	東 串 良 町		○			○	○	○						○			
27	錦 江 町	○	○	○		○		○	○					○	○		
28	南 大 隅 町		○			○								○	○	○	
29	肝 付 町	○	○			○		○						○	○	○	
30	中 種 子 町	○				○		○	○					○	○		
31	南 種 子 町		○			○								○	○	○	
32	屋 久 島 町	○	○			○		○			○			○	○		
33	大 和 村	○				○								○			
34	宇 検 村	○				○	○	○	○					○			
35	瀬 戸 内 町	○				○		○						○	○		
36	龍 郷 町	○	○			○	○	○			○			○			○
37	喜 界 町		○			○								○	○		
38	徳 之 島 町		○			○								○	○	○	○
39	天 城 町					○	○				○		○	○	○	○	
40	伊 仙 町					○	○	○							○	○	
41	和 泊 町	○				○		○		○				○		○	○
42	知 名 町	○				○		○	○		○			○		○	
43	与 論 町	○	○			○		○						○	○	○	
実績合計 (市町村)		35	32	8	1	41	18	34	16	5	12	0	3	42	34	26	21

※ 計画・実施市町村数、実施箇所数については、「地域子ども・子育て支援事業」の対象になるものを記載

(参考)

○ 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3～6 (略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 (略)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3・4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6（略）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成二十六年七月二日内閣府告示第百五十九号)

(教育・保育の量の見込みについて)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の二の(三)に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」四「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項」2「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」(抜粋))

(点検及び評価について)

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、(略)適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))